

京急グループ人権方針

京急グループは、都市生活を支える事業を通して新しい価値を創造し社会の発展に貢献することなどをグループ理念としています。このグループ理念と一体不可分である「サステナビリティ基本方針」に基づき、「社会の持続的発展への貢献」と「京急グループの持続的発展」のよりよい循環を目指し、京急グループの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権の尊重を推進するため、「京急グループ人権方針」（以下「本方針」といいます。）を定めます。

1. 人権に関する基本的な考え方

京急グループは、人権に関する国内法に加え、すべての人々の基本的人権について規定した「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）、および「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」（※）などの人権に関する国際行動規範を支持し尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、お客さま、地域・社会、取引先、社員等、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重し、人事、労働慣行における重要課題に取り組みます。

（※）中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」「労働安全衛生の原則」の支持・尊重を含みます。

2. 適用範囲

本方針は、京急グループのすべての役員および社員（雇用形態を問わない）に適用します。また、取引先等に対しても、本方針を理解・支持していただけるように継続的に働きかけ、協働して人権の尊重を推進します。

3. 人権尊重の責任

京急グループは、自らの事業活動において人権に負の影響を引き起こしている、またはこれを助長していることが明らかになった場合には、是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たします。なお、京急グループが直接的に人権への負の影響を助長していない場合でも、京急グループのサプライチェーンにおいて取引先等が人権への負の影響を引き起こしている場合、取引先等に対しても適切に対応してまいります。

4. 人権デュー・ディリジェンスの実施

京急グループは、人権尊重の責任を果たすため、すべての事業活動に係る人権への負の影響を特定し、その影響に対する防止、軽減を図るため、人権デュー・ディリジェンスの継続的な実施に努めます。

5. ステークホルダーとの対話

京急グループは、すべての事業活動が人権に及ぼす影響について、関連するステークホルダーとの対話と協議を誠実に行之、人権の尊重を推進します。

6. 教育と啓発

京急グループは、本方針が理解され、あらゆる人々の人権が尊重されるよう、すべての役員および社員（雇用形態を問わない）に対して、同和問題やハラスメントをはじめとしたさまざまな人権問題に対する適切な教育・研修や啓発活動を継続的に行い、人権問題に関する正しい知識と理解を深めます。

7. 救済と是正

京急グループは、すべての事業活動において、人権に対する負の影響を直接的、間接的に引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、当事者のプライバシーを守りつつ、速やかに調査を実施し、国際行動規範に基づいた対話と適切な手続きを通じて、再発防止を含めその救済と是正に取り組みます。

8. 情報開示

京急グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況および人権への影響に対する対応について、適時・適切に情報開示を行います。

9. 推進体制

本方針を実現するため、京急グループは、サステナビリティ委員会において、取締役会の監督のもと人権尊重の取組みを推進し、必要に応じてリスク管理委員会と連携します。

10. 適用法令

京急グループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

2024年3月22日制定

京浜急行電鉄株式会社

取締役社長 川俣 幸宏

本方針は、当社の取締役会において承認されています。